

告 示 第 542 号

令和 6 年 4 月 23 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

特定空家等の所有者等に対する措置について（公示）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 3 項の規定に基づき、特定空家等の所有者等に対し、必要な措置をとることを命じましたので、同条第 13 項の規定により公示します。

記

特定空家等の所在地及び用途	吉野町 9959 番地 3 店舗・居宅
命 令 の 理 由	柱が腐食しており、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態であるため
必 要 な 措 置	<p>ア 特定空家等の全部を除却すること。</p> <p>イ 対象となる特定空家等の内部又はその敷地に存する動産等については、措置の期限までに運び出し、適切に処分等すること。</p> <p>ウ 特定空家等の除却により発生する動産等については、措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること。</p>
履 行 期 限	令和 6 年 6 月 11 日（火）
命 令 の 責 任 者	鹿児島市建設局建築部建築指導課長